

要 望 書

全国市議会議長会は、平成20年度産業経済対策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成19年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 藤 田 博 之
(広 島 市 議 会 議 長)

全国市議会議長会産業経済委員会
委 員 長 小 野 寺 一 知
(名 寄 市 議 会 議 長)

目 次

- 1 . 農林水産業振興対策について 1
- 2 . 食の安全及び消費者の信頼確保対策について..... 7
- 3 . 中小企業対策等について 9
- 4 . 資源エネルギー対策について 12
- 5 . 家電リサイクル法について 14

1 . 農林水産業振興対策について

農林水産業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。

しかしながら、我が国の農林水産業は労働力の高齢化、構造改革の立遅れなどにより生産活動が低下し、耕作放棄地や森林の荒廃が進行している。

政府は農林水産業の各基本計画に基づき、持続的発展を期することとしているが、農林水産業の持続的な発展のためには、農地・農業用水、森林、水産資源等の適正な保全・管理、担い手の育成等が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

1 . 農業振興対策について

(1) 農業の持続的な発展に関する施策について

我が国農業の安定のため導入された品目横断的経営安定対策については、担い手に対する支援策の充実が手厚く図られているが、現在の地域農業を支える小規模農家や高齢農家など、制度の対象とならない農業者

ならびに対象品目以外の農産物に対しても地域の実情に即した経営安定対策を講じること。

(2) 中山間地の振興に関する施策について

農業の担い手を確保し、定住条件の改善や都市との交流を促進し、活力ある農林業と農村づくりを推進するために、農業生産基盤、生活環境基盤及び都市と農村の交流基盤を総合的に整備し、中山間地域の活性化を図ること。

中山間地域の気象条件を生かした園芸作物等の産地体制の充実強化や、消費者ニーズに対応した高付加価値型農業の確立のため、生産基盤の確立と流通対策を図ること。

中山間地域における農道・林道は、地域の産業道路としての機能だけではなく、地域住民の生活道路としての機能も有しているところから、その整備促進に向けた支援策の充実を図ること。

(3) 農村の振興に関する施策について

農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組みと環境保全に向けた先進的な営農活動を総合的に支援する施策を積極的に推進すること。

(4) 食料自給率の向上について

「日本型食生活」を推進することで、米を中心とした国産食材の生産を拡大し、食料自給率の向上を図ること。なお、米の消費拡大のため米飯学校給食の実施強化等の施策を積極的に推進すること。

地域農業の活性化を促進する地産地消活動が地域の自主的な取組みとして定着するための施策の充実を図ること。

2. 林業振興対策について

(1) 新たな森林・林業基本計画に基づく施策について

国土の保全、水源の涵養等、森林の持つ重要な役割を維持するため、新たな森林・林業基本計画に定める「森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標」が着実に達成されるよう、施策を積極的に推進すること。

(2) 地球温暖化対策について

京都議定書の目標実現に向け、環境税の導入等を含めた実効ある施策を推進すること。

森林による二酸化炭素吸収量の確保を目的とした「地球温暖化防止森林吸収源 10 力年対策」を効果

的・効率的に推進すること。

(3) 国産材利用の促進について

国産材の需用拡大のため、生産、加工及び流通の一体的な整備を図り、木材の安定供給体制を推進すること。

(4) 治山事業の強化について

集中豪雨や台風等による災害を未然に防止し、人家、耕地等を守るため、山地流域における荒廃地域の保全及び森林の維持造成等、治山事業を強化すること。

3 . 水産業振興対策について

(1) 新たな水産基本計画に基づく施策について

新たな「水産基本計画」に定められた漁村地域の振興及び環境・生態系の保全を重視した施策の展開を積極的に図ること。

(2) 資源回復計画の着実な実施について

水産資源が総じて減少傾向にある中で、水産資源を回復させるため、現在全国でさまざまな魚種・水域について「資源回復計画」が実施され、その成果に期待が寄せられている現状にかんがみ、「資源回復計画」の着実な実施に向け、今後とも十分な支援を行うこと。

(3) 水産物に対する消費者の信頼対策について

近年増加の一途をたどる冷凍水産物等の輸入は、我が国の食料自給率減少傾向に一層拍車をかけるものであり、国内水産業振興の立場からも適切な措置を講ずるとともに、「食育」や「魚食普及」キャンペーンなどを積極的に推進し、我が国の水産物に対する消費者の信頼を促進・強化する対策を樹立すること。

(4) 漁船漁業構造改革総合対策事業の充実強化について

新たに策定された「漁船漁業構造改革総合対策事業」に関しては将来にわたり水産物の安定供給を担う漁船漁業者の育成に資する重要な施策であることから、事業費の増額等、拡充強化を図るとともに、より一層の地域や漁業者の実情に即した施策とすること。

4 . 農林水産業等共通対策について

(1) 原油価格の高騰について

農林水産業者の経営安定に資するため、原油価格高騰に伴う燃油の急騰や関連する石油製品の高騰に対し、具体的な抑制政策を講じるとともに、農林水産業者への支援策の一層の拡充強化を図ること。

(2) 担い手の確保・育成について

農林水産業等を維持し、持続的かつ健全なる発展の

ため、担い手の確保・育成対策の拡充強化を図ること。

(3) W T O 等貿易交渉について

W T O (世界貿易機関) をはじめ、E P A (経済連携協定) ・ F T A (自由貿易協定) 等諸外国との貿易交渉においては、我が国の農林水産業等の厳しい現状を十分に考慮し、農林水産業等の安定・発展に資するよう努めること。

2 . 食の安全及び消費者の信頼確保対策について

食の安全確保については、国民の健康な生活の基礎をなす重要なものであるが、BSE（牛海綿状脳症）や高病原性鳥インフルエンザの発生ならびに食品の不正表示問題など、食の安全に対する国民の不安が広がっていることから、消費者の信頼回復を図るため、より一層の取組みが求められている。

よって、国におかれては、下記事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

1 . 食に対する安全と安心を確保するため、製造業者、販売業者等への適正な表示の実施を徹底させること。

また、輸入食材等を含めた食品検査体制を一層強化し、「危害の未然防止」への取組みを推進すること。

2 . 消費者の信頼を確保するため、コンピュータ技術を活用し、食品の生産・加工・流通等の各段階の情報追跡が可能なトレーサビリティシステムの構築を促進すること。

3 . B S E 問題に関して、輸入牛肉については国の責任において、安全・安心が確保されるよう万全の検疫対策を講ずること。また、国産牛肉に関しては地方公共団体が実施する B S E 対策への財政措置を引き続き行うこと。

4 . 高病原性鳥インフルエンザについては、新たな発生を防止するため、感染経路の解明、防疫対応の徹底等のまん延防止対策の強化を図ること。また、地方公共団体が実施する高病原性鳥インフルエンザ対策については、万全の財政措置を行うこと。

3 . 中小企業対策等について

我が国全体の景気は緩やかに回復しているものの、中小企業の景況は一進一退の状況にある。

このような中、経済・雇用の面で重要な役割を担う中小企業を活性化し、景気回復・雇用拡大をより確かなものにする必要がある。

よって、国におかれては、下記事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

1 . 中小企業への支援について

- (1) 新たに定められた「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に示されている、地域資源を活用した中小企業の商品、新サービスの開発・市場化を総合的に支援すること。
- (2) 中小企業等基盤強化税制やベンチャーファンド、金融セーフティネット対策等、中小企業の視点に立った支援の拡充強化を図ること。
- (3) 「再チャレンジ支援総合プラン」(平成18年12月策定)に示された、若年層、60歳以上、子育て女性

等への就業支援を強力に推進し、特に雇用問題に苦慮している中小企業への人材の確保を図ること。

2．地域ブランドの促進について

地域団体商標登録制度が昨年4月より導入されたところであるが、地域ブランドに対する意識喚起、取組みの促進等を強く図ること。

3．中心市街地の再生について

中心市街地の再生に向け、医療・福祉・文化等の公共公益施設の立地誘導、公共交通機関の利便性向上、市民の交流を促進するための広場・緑地・歩行空間等の機能充実など、各種施策の拡充・強化を図ること。

4．地域再生について

地域経済の活性化及び地域雇用の創造のため、地域の自然環境、地場産業、観光資源等を活用した地域再生計画の策定を促し、その実現に資する積極的な支援を行うこと。

5．皮革排水処理経費について

皮革関連事業者の排出する皮革排水については、関係

市町村が処理を行い水質浄化に努めているが、処理に要する費用が大きな財政負担となっていることから、皮革排水処理に対する支援制度を創設すること。

4 . 資源エネルギー対策について

我が国の資源エネルギー需要は、ほぼ一貫して増加基調で推移しているが、石油等の化石燃料は枯渇の傾向に向かっている。さらに、地球温暖化防止のため二酸化炭素排出量の抑制が急務となっている。

しかしながら、経済発展や国民生活に大きな役割を果たしている資源エネルギーの安定的供給と環境への適合を図ることは重要な課題である。

よって、国におかれては、下記事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

1 . 新エネルギーについて

バイオマス、風力、太陽光などの新エネルギーを利用した発電は環境問題に資するとともに、複数のエネルギー供給源を持つことで、エネルギーの安定供給の確保が可能となることから、普及に向けた積極的な支援を図ること。

2．原子力発電施設及び石油貯蔵施設等について

- (1) 原子力発電施設及び石油貯蔵施設等の安全・防災対策の充実により、万全の安全体制を確立すること。

特に原子力発電施設に関しては、耐震性の再点検等、安全性の一層の強化を図り、周辺住民が安心して暮らすことができるよう信頼を確保すること。

- (2) 電源立地地域対策交付金制度、石油貯蔵施設立地対策等交付金制度の拡充強化を図ること。

3．鉱業法改正の検討について

自然環境の保全等のため、鉱業法を自然公園法、森林法など関係法令に配慮したものとするとともに、出願の受理に当たっては、自然保護に努力を重ねている関係市町村との事前協議を義務付けること。

4．石炭対策について

旧産炭地域の特別な財政需要に伴う、地方交付税等の財政支援ならびに特定地域開発就労事業について充実強化を図るとともに、我が国の高度な炭鉱技術の海外移転を推進する「産炭国石炭産業高度化事業」を充実強化すること。

5．家電リサイクル法について

家電リサイクル制度の導入により、小売店による廃家電の引取り台数、製造業者によるリサイクルの実施台数が共に増加するなど、制度の定着がみられる一方、不法投棄台数は法施行前に比べ増加している。

よって、国におかれては、下記事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1．リサイクル料金の後払い制が不法投棄の要因となっていることから、販売時における前払い制とするとともに、前払い料金の管理システムを構築すること。
- 2．製品の開発・製造段階において、耐用性の向上、部品の簡素化、リサイクルの容易さ等に心がけるよう関係業界への指導を行うこと。
- 3．製造業者ごとに二つのグループに分かれている指定引取場所を統一するとともに、指定引取場所の増設を含め適正な配置を行うこと。